

大阪市教育振興基本計画(H23.3策定)

1次改訂(H25.3策定)

延長(H28.3策定)

2次改訂(H29.3策定)

基本的な目標(「めざすべき目標像」と「基本となる考え方」)

第1 基本的な目標

この計画では、大阪市教育行政基本条例の前文に基づき、「めざすべき目標像」と、その達成に向けて教育にたずさわる全ての人々が共有すべき「基本となる考え方」を次のように掲げます。

めざすべき目標像

全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うようになることをめざします。

そのために、社会が多様化し激しく変化の中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等を踏まえ子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるようにします。

基本となる考え方

- 一人ひとりの子どもを、個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人間としてはぐむこと
- 子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること
- 教育行政においては、上記の教育が行われるよう、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教員の能力・適性等の向上を図るための研修、家庭の教育力の向上の支援、青少年・成人に対する教育活動の振興に関する施策の推進に努めること

基本的な目標となる「めざすべき目標像」と「基本となる考え方」を継続

第2ステージに向けた改訂にあたっての「最重要目標」

- (1) 子どもが安心して成長できる安全な社会(学校園・家庭・地域)の実現
- (2) 心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上

施策の実施のための基本となる視点

課題と成果の見える化
改革のさらなる浸透
支援の重点化

2つの「最重要目標」を達成するために重点的に取り組むべき施策

- (1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上
- (2) 安全で安心できる学校、教育環境の実現
- (3) 道徳心・社会性の育成
- (4) 国際社会において生き抜く力の育成
- (5) 子ども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組
- (6) 健康や体力を保持増進する力の育成
- (7) 地域に開かれた学校づくりと生涯学習の支援
- (8) 施策を実現するための仕組みの推進

計画の進め方
・連携協力の推進
・総合教育会議(有識者による検証、現場教職員の参画)
・分権型教育行政による計画の推進

基本的な目標を達成できるよう、改革の方向性を5点に整理

カリキュラム改革
グローバル化改革
マネジメント改革

ガバナンス改革
学校サポート改革

5つの「改革の方向性」によって構築した教育制度の基盤を堅持